# 福祉サービス第三者評価結果の公表事項

評価機関(評価機関認証No.)	社会福祉法人	福井県社会福祉協議会	(福井福祉評価認証第1号)
評価調査者研修修了番号	第10-24号、	第14-12号	

#### 【基本情報】

#### ①施設•事業所情報

名称: ライトホープセンター		種別:障害者支援施設		
代表者氏名:施設長 成瀬 裕崇		定員(利用人数):135名		
所在地:丹	9生郡越前町22-3-1			
TEL: 0778-34-1220		ホームページ:http://www.kodoen.or.jp		
〔施設•事	<b>写業所の概要</b> 〕			
開設年月日:昭和48年4月1日				
経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 光道園				
職員数	常勤職員:75名	非常勤職員:11名		
専門職員	看護職員 5名、管理栄養士 2名			
明具	理学療法士 1名、歯科衛生士 1名			
施設・ 設備の 概要	(居室数)	(設備等)		
	108	食堂、作業室、機能回復訓練室、ゲストルーム、理髪室、洗濯室、男女浴室、座浴 装置2台、エレベーター1基、SP装置、火災報知設備、防犯カメラ		

#### ②理念•基本方針

#### <基本理念>

園訓『愛なき人生は暗黒であり 汗なき社会は堕落である』は、自らも全盲であるという障害を持ちながら、広く全国の障害者のために光道園を創設した初代園長『中道益平』 が、生涯を通して貫き通した精神です。私たち職員は、この言葉を『光道園精神』として、いついかなる時も、社会情勢が如何に変わろうとも、継承し実践していきます。

- 1 利用者ひとのひとのに対して、意思と人権を尊重し、その人らしく自立した生活を送ることが出来るように、いつも竿顔で温かみのある支援を行います。

- 1.利用目じてりじてりに、あいた人権を考望し、その人がいて自立した主治をとることが出来るように、いうも失踪で温がめめる文法を打がよす。 2.利用者ひとりひとりの健康状況の把握に努め、安心安全な生活を提供します。 3.利用者ひとりひとりが活力ある生活を送ることが出来るように日中活動プログラムと活動内容の充実を図ります。 4.盲重複障害、発達障害、精神障害などさまざまな障害の特性を理解し専門知識や介護・支援技術を高め、それぞれの職域の専門性を活かして、よりよい支援及びサービスを提供 します。 5.ライトホーブセンターの多機能性を活かし、利用者が自身の目標とする生活ステージへ送り出す中間的施設を目指していきます。
- 6.利用者及びそのご家族のニーズに応じ、地域で安心して生活できるよう短期入所・通所生活介護事業などを通じて柔軟性のあるサービスを提供します。

## ③施設・事業所の特徴的な取組

日々の生活をその方らしく少しでも豊かなものになるように日々の活動支援にリハビリテーションの要素を融合し、自立支援の考え方を取り入れて予防に取り組み 始めている。

記聞といる。 日中活動では、班活動・自治会活動・個別活動・作業活動等がある。例えば、個別活動の調理活動において、その目的も「一緒に作る」、「食べることを楽しむ」、「調理法の習得」等、該当利用者の状況にあった支援を行っており、その数も百を超え、様々なニーズに対応している。また、入所施設では珍しく、365日 入浴が可能である。

## ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月11日(契約日) ~	
	令和5年3月20日(評価結果確定日)	
受審回数(前回の受審時期)	3回(令和元年度)	

### ⑤総評

# 【特に評価の高い点】

# 【 I-1 理念・基本方針】

・理念や基本方針は、パンフレット、ホームページ、機関紙「絆の杜」等に掲載している。また、事業所内の共有的な場所にも掲示され、事業計画・報告書、職員のしおりにも掲載されている。全職員を対象にした目標管理シートに連動するチェックリストにて、園訓、理念、基本方針の確認を行っている。年度末に開催される各種報告会の際に、参加者に対して理念等の周知を図っている。書籍「施設で生きる〜省察的実践者が育つコミュニティを創る〜」を出版し、職員に対し「光道 園精神」を周知している。

# 生活支援】

【A-2 生活支援】

職員に対し、朝礼後、PT等の専門職による歩行等の研修を実施している。また、PT・ST等が職員全員に対し、介護技術研修を実施している。利用者の金銭の取り扱いに関しては規定を整備し、利用者本人が分かりやすいようにチャート図などを用いている。各種支払いはスムーズに支払いできるように施設がネットバンキングを利用し、記録も行っている。障がい特性に合わせたコミュニケーション手段として、「トーキングエイド」や「もしもしフォン」を活用している。また、食事の選択メニューを伝える際には写真、点字メニューにより確認し選択できる。
利用者、職員向けに写真付きの分かりやすい個別リハビリマニュアルがあり、利用者本人でも居室で自主的に身体を動かしたりすることができるように表として

いる。通常の朝・昼の体操に加え、利用者から軽運動の放送依頼があれば、その都度放送するなど、利用者の意向に柔軟に対応している。個別支援計画のカンファ レンスには、専門職も参加し、必要に応じ支援している。

## 【改善を求められる点】

# 【 [-3 事業計画の策定】

・ 事業計画について利用者に対し、朝礼、自治会等を利用して口答で説明しているが、利用者個々の状態に配慮した説明資料(言語、点字、写真、イラスト、動画 等)の作成と説明手順(マニュアルや指針)の作成が望まれる。

## 【 I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組】

第三者評価受審後の結果を分析・改善するための機会(委員会等)を設けるとともに、受審しない年度には、事業所での自己評価の実施、職員への情報共有化が 望まれる。

【A-2 生活支援】 法人として当施設を、中間的施設に位置付けていることや、障害程度等により地域へ移行することが困難であることから、仕組みとしては構築していないが、今後、利用者の意向があった場合に備え、地域移行のルール化が望まれる。

# ⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

ライトホーブセンターとして第三者評価を受審するのは今回で3回目である。3年前に受審した前回と比べると多くのA評価を頂くことが出来た。同時に3年間で改善してきたことが成果として表すことが出来た。また、日頃行っている利用者支援が適正であることを第三者からも認められたという自負を持ちたい。今後は現状に満足せず、A評価を頂いた項目に関しては質を維持し、B評価を頂いた項目は改善を行い、次回受審時には高評価を頂けるよう支援の質を高めていきたい。

# ⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。